

○入野課長補佐

ただいまから「第53回内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。  
開催方式は、これまで同様、オンラインシステムを併用しての開催となっております。  
システム等の不具合がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。  
また、本懇談会は、開催規程に基づき、公開により進めさせていただきます。  
それでは、早速ですが、議事に入ります。  
議事の進行につきまして、白石座長、よろしくお願いいたします。

○白石座長

皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。  
本日の議題は、「令和6年度を事後評価の対象期間の初年度とする施策に係るロジックモデルについて」でございます。  
それでは、議題に関しまして、事務局より概要の御説明をお願いいたします。

○入野課長補佐

それでは、本日の議題と資料の概要について御説明いたします。  
本日の議題は、座長が御紹介いただいたとおり、ロジックモデルということになります。  
本日御議論いただく施策は7施策ございまして、実施計画に基づいて今年度にロジックモデルと事前分析表を作成し、評価を開始することとしております。それぞれのロジックモデル(案)は資料1として配付しております。なお、各施策について、一部資料を除いて委員限りの資料となりますが、施策の概要についての説明資料を配付しております。各担当からは施策の概要について御説明いただいた上で、ロジックモデルについて御説明いただきます。  
簡単ですけれども、私からの説明は以上です。

○白石座長

ありがとうございます。  
本日は、7施策ということで、日本学術会議、公文書管理、原子力防災、経済安全保障、食品安全、官民人材交流、アイヌ施策の以上7施策について、各部局から御説明いただき、それを踏まえて自由闊達に御議論いただければと思います。  
1施策につき、説明8分、質疑応答10分の計18分ということで基本的にお願ひしたいと思ひます。  
それでは、日本学術会議について日本学術会議事務局より御説明をお願いいたします。

○水本企画課長

日本学術会議事務局企画課長の水本でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。お時間もございませんので、早速、御説明に入らせていただきます。

まず、ロジックモデルに入る前に、日本学術会議の組織について簡単に御説明させていただきます。お手元にこちらの資料が行っているかと思ひますので、こちらで御説明させていただきます。

まず、日本学術会議でございますけれども、日本学術会議法という特別な法律に基づいて設立されている機関でございます。その目的としては「わが国の科学者の内外に対する代表機関」、ナショナルアカデミーという言い方もいたしますけれども、「ナショナルアカデミーとして科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」が法定されております。その職務についても法定されておまして、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」となっております。

組織上の位置づけでございますけれども、内閣総理大臣の所轄にある特別な機関ということではあるのですけれども、独立して職務を行うということがこちらの法律に明記されておまして、科学者の方々が高い独立性を持って自律的に、後ほど申し上げるいろんな職務を行う組織であるということで、我々事務局としてはそういう科学者の先生方の活動をロジックなどでいろいろサポートさせていただくという位置づけになっておまして、ほかの内閣府の組織とは大分毛色が違うと申しましようか、位置づけが違う組織ということで御理解を賜ればと思ひます。

真ん中から下がポンチ絵になっておまして、現在、光石会長の下、3人の副会長、会員定員210名、連携して審議活動などを支える連携会員が約1900名という組織でございます。その他、意思決定機関として總會、幹事会、各委員会などが置かれておりますけれども、こちらは説明を割愛させていただきます。

学術会議の役割でございますけれども、大きく分けて4つございます。

まず、政府・社会等に対する提言等ということございまして、政府からこういうことを審議してほしいという諮問等がありまして、それに対して答申や回答をするという場合もございまして、科学者の皆さんが自律的に検討すべきこと、審議すべきことを決めて、それを提言なりの形で取りまとめて、政府あるいは社会に対して提起するという場合もございまして。

続いて、科学者間ネットワークの構築ということで、例えば学術会議の下に若手アカデミーというものが置かれておまして、これは文字どおり若手の会員や連携会員の先生方が独自に様々な取りまとめやシンポジウムなどを行っているという活動でございます。それから、全国7地区で地区会議が組織されておまして、これも毎年、各地区でシンポジウムあるいは懇談会などを行っております。また、協力学術研究団体、いわゆる学協会で

ございますけれども、それとの協力関係の構築といった職務もございます。

次に、各国アカデミーとの交流等の国際的な活動ということで、各国は、日本学術会議と同様、ナショナルアカデミーがございますので、それとの交流や、国際的な学術団体、それぞれの分野ごとにその分野での基準を決めたりするような会議がございますけれども、そちらに参加し、貢献すること、それから、国際会議やシンポジウムを国内において開催することといった職務がございます。

最後に、科学の役割についての普及・啓発ということで、国民の皆様に聞いていただける学術フォーラムやシンポジウムを開催したり、サイエンスカフェと申しますが、これはもうちょっと小規模な、それこそコーヒーを飲みながら一線級の科学者と一般の方が身近にお話ししていただくというようなものがございますけれども、その実施なども行っているところでございます。

ごく簡単でございますが、学術会議についての御説明は以上でございます。

続いて、ロジックモデルについての御説明に入らせていただきます。

まず、問題・課題でございますけれども、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」、まさにこれは先ほど申し上げました日本学術会議法における学術会議の目的でございますので、これが達成すべき課題であると考えているところでございます。

続きまして、事業の概要でございます。先ほどの御説明とかぶる部分もございますが、大きく分けて3つです。1つ目は国際的な活動、2つ目が科学者間ネットワークの構築、3つ目が普及・啓発ということになっております。順番に御説明させていただきます。

まず、国際的な活動でございます。アウトプットといたしましては、まさに学術会議のほうで共同開催などで行う国際会議の日本開催、国際会議への参加及び国際学術団体の総会等への代表派遣となっております。参考指標としては、共同主催の国際会議の開催件数やシンポジウムの開催件数、それから、アジア学術会議と申しまして、アジアの学術団体の交流などを目的として学術会議のほうで事務局をやっている会議でございますが、その開催件数、それから、G7サミットとセットということなのですが、Gサイエンス学術会議というものがございまして、こちらは通常、G7に先立って各国のナショナルアカデミーが集まって共同声明などを出したりしますので、その数、それから、国際学術団体の総会等への派遣回数というものを参考指標としております。

続いて、アウトカムでございます。地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化するというので、測定指標としては、先ほど申し上げました開催した国際シンポジウムでアンケートを取って、そのうち肯定的な評価があった者の割合をつけております。そのほか、参考指標として、先ほどいろいろ申し上げました国際会議への参加人数や、共同声明等につきましては、実際、G7サミット等で扱われたテーマの数、さらに派遣した国際会議の平均参加人数をアウトカムとしております。

続いて、科学者間ネットワークの構築のほうでございます。こちら先ほど申し上げま

した地区会議で公開学術講演会を開催しましたので、その回数をアウトプットの参考指標としております。アウトカムでございますけれども、科学者間交流を推進し、科学者内の連携・協力体制を強化するというので、講演会にどのぐらい参加されたか、参加人数を参考指標としてつけております。

最後に普及・啓発でございます。こちら先ほど申し上げました学術フォーラムの開催をアウトプットとしておりまして、開催回数を参考指標としてつけております。アウトカムでございますけれども、科学の役割についての国民の認識の向上ということで、学術フォーラムへの平均参加人数を参考指標としております。

こういったものを経て、最終的な施策目標でございますが、繰り返しになって恐縮ですが、日本学術会議法第2条に規定する日本学術会議の目的を達成すること、これが最終的な施策目標になるのかと考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

#### ○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございましたら御発言をお願いいたします。いつもどおり、挙手ボタンを押していただき、その順番で発言をお願いしたいと思います。

小野先生、お願いします。

#### ○小野委員

どうもありがとうございます。

3つほど御質問させていただきます。

まず1点目は、そもそものところかもしれませんが、冒頭でも御説明いただいた「日本学術会議とは」というところにも書いてあったのですが、大きく4つの柱があって、このロジックモデルは大きく3つのパートに分かれていると思うのですが、その4つのうちの「政府・社会等に対する提言等」というところに直接相当するものがないように思います。ロジックモデルに相当するものがないとすると、内閣府の評価において対象にならないということなのか、該当する事務というか、役割というか、それがないということなのか、その辺の御説明を頂きたいというのが1点目の御質問です。

2点目、3点目は細かい話になりますが、2点目は、各国のアカデミーとの交流とかの活動のアウトカムのところで、シンポジウムを肯定的に評価した者の割合というので、これは今までどこかで御説明があったかもしれませんが、肯定的に評価した者の割合というのは具体的にどういう質問というか、どういうふうに肯定的な評価と捉えているのか、簡単にでも教えていただけたらというのが2点目です。

3点目が、科学の役割についての普及・啓発のところ、国民の認識の向上というのがアウトカムのブロックに書かれていて、参考指標ではあるのですが、フォーラムに参加され

る方は、いわゆる科学者の方というか、研究している方が多いのではないかという気もするのですが、国民の認識の向上といったときに、どちらかという科学者でない、研究者でない人を想定しているような感じもするのです。この参加者数というのは、登録している中身か何かで、いわゆる研究者以外の人たちの把握をしているのか、ちょっと細かいですが、3点目の質問です。よろしくお願いします。

○白石座長

それでは、事務局、よろしくお願いします。

○水本企画課長

御質問ありがとうございます。

まず、1つ目の御質問でございますけれども、政府等に対する提言等について記載していないのかということかと思えます。我々の中でも議論したのですけれども、こちらはまさに日本学術会議の一番根幹の部分でございますして、先生方がまさに独立性、自律性を持って活動して提言などをまとめられるものでございますので、例えば幾つ提言を出したか、どんな提言を出したかというのは、もちろん全然何もチェックしないということではないと思えますが、政策評価というスキームになじむのかという議論がございまして、ここでは記載していないところでございます。

2つ目は、いわゆる普通のアンケートかと思えますけれども、実際のアンケート票が手元にございませんで、後ほど事務局を通じて回答させていただきます。

3つ目でございますけれども、ここで出ている学術フォーラムというのは基本的には国民一般向けのものでございまして、地区会議で行ったりするものは科学者向けのものなのですが、こちらは、いわゆる一般の方が入っていただけるものでございます。もちろん科学者の方が聞いていただいてもいいのですけれども、決して科学者ばかりのフォーラムということではないということでございます。そこで、あなたは科学者ですか、一般人ですかというのは聞いてはいないのですけれども、開催した感覚でいうと、一般の方も相当数いらっしゃるかと承知しております。

以上でございます。

○白石座長

小野先生、いかがでしょうか。

○小野委員

ちょっと一言だけ。御説明ありがとうございます。お話はよく分かったのですけれども、1点目のところ、これは個人的なコメントというか、お話の趣旨は分かりましたし、政策評価の対象として難しいというのもよく分かるのです。一方で、このロジックモデル

をどういう考え方でつくるのかというところにも関わるのかもしれませんが、政策評価で具体的にロジックを考えて、例えばアウトカムを考えるということはかなり難しいとしても、何らかの形で重要な部分として、具体的な指標を立てるかどうかということとは別に、ロジックモデルに柱としてあったほうがいいのかと思うということと、もしそうでないとすると、どこかで既にされているのかもしれませんが、内閣府さんとしてロジックモデルをつくるというときに政策評価の対象としてなじまないというか、そういうものは除いて書いているものだという説明があるのかどうか、そんなことも個人的には思いました。難しいとは思いますが、これは単なるコメントです。

以上です。

○白石座長

では次に、荒見先生、よろしくお願いします。

○荒見委員

私も小野先生の御指摘されたところと重なってくるのですが、細かいところで恐縮なのですが、それぞれのアウトカムの指標で、例えば2点目の地区会議公開学術講演会の参加者数、これは本当にアウトカムになるのかというのがよく分からないです。というのは、アウトプットも開催回数で見て、アウトカムのほうも平均値を取っています。要は、会議に参加したというところだけを見ているので、そうすると、これは本当にその後の科学者内の連携・協力体制の強化になったのか。その下のところもそうなのですけれども、科学の役割についての国民の認識の向上について、これもフォーラムを開催した数とフォーラムの参加者数、というような同時に発生している現象をその場で、一度に測れるような指標になっています。本来的には因果関係を考えると、アウトプットがあつて、それからその後にアウトカムが出てくると思うので、同時に測れそうな指標で、アウトプットとアウトカムの両方を測るというのは可能なことなのか、よく分からなかったというのが1点目です。

2点目は、小野先生が最初指摘された学術会議の社会に対する提言のところがロジックモデルにはないという話なのですが、ある程度達成できるような目標という意味であると、確かになじまないのかもしれないのですけれども、なじむ、なじまないはどういう基準で決めているのかというのがよく分からないので、もし載せられるのであれば何か工夫したほうがいいのかと、昨今の学術会議に対する議論を見ていて思いました。

以上です。

○白石座長

事務局、何かありますか。

○水本企画課長

1つ目について、平均参加者数がアウトカムではないのではないかとこの点でございますが、大変恐縮でございます。うまいアウトカム指標がなかなか見つからなくて、したがって、測定指標ではなく参考指標という扱いにさせていただいています。単に開いただけではなくて、科学者なり一般の方々がちゃんといらっしゃっているということで、いわゆるアウトカムではないのかもしれませんが、ただの件数よりはアウトカム寄りかなということでこちらのほうに書かせていただいているものでございます。

○荒見委員

的外れだったら申し訳ないのですけれども、例えば分野の違う先生方で何か共同で企画をしたといったような、そういう指標とかは使えないのかなと思ったのですが、そういうものでもないのでしょうか。

○水本企画課長

こちらの講演会なども企画立案から先生方が独自に、我々がどうこうということではなくて、皆さんでお話し合いになって決めているところなので、その点では、どういうものをやるかも含めて、それぞれの地域なり若手の先生方が交流しているという意味では、各分野連携しているという点ではどれもそうなので、それを数値的なものにするというのはなかなか難しいのかな というふうに思います。

○荒見委員

分かりました。

○白石座長

では、続いて、佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤(徹)委員

御説明ありがとうございます。お二人の意見に重なる部分があるかもしれませんが、御容赦願います。

先ほど出た参加者数がアウトカムか否かという論点は過去にも本懇談会でありまして、今のところ、事前分析表等の作成要領の中でどう整理されているかということ、参加者数は基本的にはアウトカムというふうにされていて、ただし、例外があって、行政がコントロール可能な場合にはアウトプットにもなり得るといふような整理をしているわけです。

例えば学術フォーラムの参加者数というのは行政がコントロールするのが難しいでしょうから、アウトカムとして設定されている。アウトカムのレベルでいえば、直接アウトカムというふうに考えていいと思うのです。こういうことで、このロジックモデルのアウト

カムの中で参加者数を設定されているのは間違いではないのではないか、参考指標となっていますが、測定指標でもいいかもしれない。

ただし、荒見先生がおっしゃったように、参加者数でとどまっていたは本来のアウトカムが測定できないので、この場合ですと、科学の役割に対する参加者の認識向上率、実数よりも率のほうがいいかなと思いますが、人口減少等で分母が変わるので、率のほうがよろしいかと思いますが、そういった指標も取れるのではないか。サンプリングでいいと思いますが、アフターアンケートで何人か、年間120回もされているということなので、大勢の方が参加されているわけですから、そのうちの何割かをピックアップして御回答いただいてということは可能ではないかと思えます。

ただ一方で、アウトカムとして書かれている科学の役割についての国民の認識の向上、ここで言う「国民」というのは学術フォーラムに参加した方々ではなくて一般国民を指すのであれば、また別の測定指標などを用いる。実際、調査されていなければ、指標を設定してもデータが得られないわけですから、ここら辺り、質問というよりコメントです。

以上でございます。

○白石座長

いかがでしょうか。何かお答えできるものがあればお願いします。

○水本企画課長

ありがとうございます。

まさにアウトカムの指標として本来ふさわしいのはそういうようなものであろうと思えます。我々も、人員、予算との関係もございまして、どこまでできるかというのはございますけれども、またお伺いした上でいろいろ検討させていただければと思えます。

○白石座長

では、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

ありがとうございます。

細かい点ですけれども、2つ目の事業で科学者間ネットワークの構築というのがあります。参考資料では、7つの地区会議以外の話として、若手アカデミー活動の推進や協力学術研究団体との協力関係構築というのがございます。この2つの点については何らかの指標なり目標なりを立てないのかどうかということについてお聞かせいただければと思えます。

○白石座長

お願いします。

○水本企画課長

まず、若手アカデミーについては、いわゆる審議とか取りまとめの活動は先ほど言ったように難しいのかもしれませんが、シンポジウムの開催はやっているのです、そういったところはアウトプットで出せるかもしれないのですが、そんなに何十回もやるような会議ではないので、それがアウトプットになじむのかどうかというのがあるかと思います。

学協会のほうは連携ということで、そもそも学術会議のほうに登録していただく数というのが一つあるかと思います。その上で、いろんな形の連携があるので、アウトプットなりアウトカムなりになじむものがあるかどうかというのは検討させていただければと思います。

○白石座長

ということで、御質問は取りあえずよろしいでしょうか。

たくさんコメントがありましたので、事務局のほうはまた御検討いただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

日本学術会議事務局からのヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございます。

(説明者入替え)

○白石座長

それでは、続いて、公文書管理課、公文書監察室より御説明をお願いしたいと思います。

○坂本公文書管理課長

それでは、公文書管理について御説明させていただきます。

まず、業務の概要について2枚の資料で御説明いたします。

1枚目の資料でございますが、所管する公文書管理法のポイントを付けております。公文書管理法は公布から15年ほど経つものでございますが、公文書が民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が利用し得るものであることに鑑み、公文書等を適切に管理することによって、1つ目には行政の適正かつ効率的な運営と、2つ目には政府の活動を国民に説明する責務を全うすることを目的とする法律でございます。

ポイントのところがございますとおり、行政文書の管理のために行うべき事項を規定しております。まず意思決定に至る過程や事務事業の実績が把握できるよう文書を作成しなければならないこと、続いて行政文書ファイル化して整理し、保存期間の満了する日まで

適切に保存すること、さらに、歴史資料として重要な公文書等については国立公文書館等に移管し、それ以外については廃棄すること。すなわち、レコードスケジュールというものを設定して、それに従って移管又は廃棄の措置を取るという流れになっております。さらに、移管された公文書等は「特定歴史公文書等」と申しますが、国立公文書館等において保存、利用等を図っていく。このように、現用の行政文書等の段階から、国立公文書館等に移管された非現用の特定歴史公文書等の段階まで、文書のライフサイクルに沿って規律をしている法律ということでございます。

また、資料の一番下でございますが、内閣府に公文書管理委員会という審議会が置かれておりまして、こちらに公文書管理に関する重要事項をお諮りしているということでございます。公文書管理課では、こうした公文書管理法を所管いたしまして、制度の運用を行っているということでございます。

2枚目でございますが、所管する独立行政法人として国立公文書館がでございます。こちらは、目的のところでございますけれども、国の機関や独立行政法人等から歴史資料として重要な公文書等を受け入れまして、特定歴史公文書等として保存し、一般の利用に供するなどの事業を行っているものでございます。

資料の右側に主な業務がございますけれども、1点目は、歴史公文書等の選別に係る行政機関等への専門的技術的助言を行うという業務でございます。行政機関等は文書を行政文書ファイルにして管理しますが、これについて、先ほど申し上げたレコードスケジュールという、保存期間が満了した後に移管するのか廃棄するのかの設定をいたします。その際に、国立公文書館が専門的技術的な助言を行うということでございます。

2点目以降は、移管された歴史公文書等についてでございます。②受入れをし、③永久保存し、④一般の利用に供し、そして⑤利用の促進のために展示会を開いたり、あるいはデジタルアーカイブと申しまして、所蔵資料をデジタル化しインターネット上に公開をしていく、そうした事業を行っているものでございます。

公文書管理課では、所管する独法の管理を通じて特定歴史公文書等の適切な保存や利用を図っているということでございます。

なお、所在地のところには本館・分館とありますが、特に北の丸にある本館のほうが大変老朽化し、また両館とも書庫が既に満架になっているということでございまして、このため新しい館を国会議事堂近くに建てることになっております。そうした準備のための業務も行っているということでございます。

続きまして、公文書管理に関するロジックモデルでございます。まず、解決すべき問題・課題といたしましては、公文書管理法の目的からもってきておりますが、「公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることで、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の諸活動を現在及び将来の国民に説明できるようにする」ということが公文書管理の究極的な目的と申しますので、このように掲げております。あわせて、施策目標（インパクト）のところにも同様の趣旨を入れて

いるところでございます。

その上で、ロジックモデルでございますけれども、上段の公文書管理制度の適正な運用、下段の特定歴史公文書等の保存・利用の促進と大きく分けて整理しております。

まず、上段の制度の適正な運用でございますが、インプットといたしまして、公文書等管理政策経費がございます。こちらは、例えば公文書管理委員会の運営に係る経費や、また各行政機関等で公文書管理の推進のために職員の研修などを行いますが、その際に活用できる教材を作って提供するための経費、あるいはその他の各種調査費等を計上しているものでございます。

こちらのアウトプットでございますが、公文書管理法等に基づき各行政機関等で適正文書管理を行う、その支援をするということかと考えております。指標につきましては、測定指標そのものは挙げにくいのではないかとおりましたが、参考指標としまして、各行政機関等で公文書管理の知見・能力を向上するために行う研修の実施回数や参加職員数を挙げております。

そして、そのアウトカムは行政文書等の適正な管理の実施ということかと思えます。測定指標につきましては、先ほど資料で御説明いたしましたが、行政文書等の適正な管理においては、移管か廃棄かを定めるレコードスケジュールの設定が各行政機関等で遅れずにしっかり行われることが重要でございますので、保存期間満了後の措置の設定状況を挙げたところがございます。あわせて、参考指標としまして電子化割合を挙げておりますが、これは、行政文書等の適切かつ効率的な管理のために紙媒体から電子媒体への電子化を進めており、その割合を参考指標に加えたということでございます。

下段の特定歴史公文書等の保存・利用の促進は、国立公文書館を通じた取組でございますので、インプットとして国立公文書館運営経費がございます。

こちらのアウトプットでございますが、これは特定歴史公文書等の適切な保存や、一般からの利用請求への対応ということかと思えます。その測定指標そのものを挙げるのは難しいと思えますが、参考指標として、特定歴史公文書等の所蔵件数や、展示会を開催した日数、目録公開数を挙げたところがございます。

アウトカムでございますが、これは国立公文書館の利用者数の増加と考えました。測定指標としましては、展示会の入場者数、インターネット上のデジタルアーカイブの総ページビュー数を挙げたところがございます。あわせて、参考指標としまして、ストレートに増加するものではないかもしれませんが、利用請求の件数を挙げたところがございます。

また、先ほど申しましたように、新たな国立公文書館建設の取組を行っておりますので、施設の整備をアクティビティに挙げております。これには施設整備費が計上されております。そのアウトプットは、新たな国立公文書館の円滑な建設の実施ということかと考えましたが、指標を挙げることは難しいと思ったところがございます。アウトカムにつきましては、利用者数の増加というところに合流していくのではないかと考えたところがございます。

説明は以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤(徹)委員

御説明ありがとうございました。

ロジックモデルの上半分のところ、公文書管理制度の適正な運用のところですが、悩ましいと考えていて、中目標（アウトカム）のところはどう書いてあるかというところ、行政文書等の適正な管理の実施とあります。実施するのは行政機関ですから、できればアウトプットのレベルに置いておきたいというのがまず一点あります。

行政文書等の適正な管理の実施の結果、下のほうに書いてある利用者数の増加に恐らくつながっていくと考えられます。となると、例えばアウトプットに書いてある適正な文書管理の支援はアクティビティと捉える。今、アウトカムに書いてある適正な管理の実施はアウトプットと捉えると、レベル的にもうまく整合性が取れるのではないかと、これは質問ではございませんで、コメントです。いかがでしょうか。

○白石座長

事務局、お願いいたします。

○坂本公文書管理課長

ありがとうございます。

上段は制度の運用でございますが、これは現用の行政文書等を念頭に置いた取組でございます。下段の特定歴史公文書等のほうは、国立公文書館等に移管された文書の保存や利用のための取組ということでございます。下段のほうは、国立公文書館の利用者数が増加していくことがまさにアウトカムではないかと思っております。上段のほうは、行政文書等についても一般からの利用の請求はあり得るわけですが、それだけを業務の目的として行っているわけではございませんので、ここはやはり各行政機関等において管理がしっかりされるというのがアウトプットではないかと考えたところでございます。

○佐藤(徹)委員

分かりました。そうすると、国立公文書館の利用者数の増加とは別に、上段のほうの制度の運用のほうのアウトカムとして、例えば国民が行政文書等をより容易に閲覧できるようになるなどとしてはどうでしょうか。

○坂本公文書管理課長

下段の特定歴史公文書等についての利用者数の増加と同じように、円滑な利用ができるようになるといった趣旨を加えるということでしょうか。

○佐藤(徹)委員

アウトカムとアウトプットの区別のところの議論なのですが、アウトカムは、基本的には国民や受益者がどうなのかという、その状態を書くことになろうかと思いたすので、そういう観点で見ると、今、上段に書かれている行政文書等の適正な管理の実施というのはあくまでも行政機関が行うことであろうから、レベル的にはアウトプットではないのかと考えたものですから、コメントさせていただきました。ありがとうございます。御検討いただければと思います。

○入野課長補佐

一点、事務局の側から補足させていただきます。佐藤徹先生がおっしゃっていただいた公文書管理制度のロジックモデルの上段については、内閣府の公文書管理課の立場からすると、公文書管理法を運用していくという立場になります。その制度の下で、文書管理を行うのが各省という中で、各省において取組がしっかりなされるというのも、内閣府で何かコントロールできるものでないという意味でアウトカムに置いてはどうかということで、こういう整理をさせていただいているものになります。先生がおっしゃっていただいた国民の目から見てどうかというような点はもう少し検討が必要なところかと思いたすので、そこは併せて公文書管理課さんに御意見を伺いながら考えていただけるようにしたいと考えております。

○佐藤(徹)委員

御検討いただければと思います。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。

小野委員、お願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。

まず1つ目は、今、佐藤徹委員がお話しになったことで、御説明もありましたが、私も微妙だなと思いたしながら聞いていました。内閣府さんの仕事としてされた部分がアウトプットで、それを受けて行政機関一般というか、そこで何ができたのかというのがアウトカム

という捉え方は確かにあると思う一方、佐藤徹委員がおっしゃったように、国民の観点から見ると、行政の仕事というのは当然あって、ちょっと思いましたのは、内閣府さんのほかの政策や業務などで似たような性格のものもあるのではないかと思います。その辺り、どういう観点でアウトカムを捉えるのかという整理というか、何かあれば知りたいところでもあります。国民の観点から見てどうかというのか、それとも内閣府とほかの行政機関との観点から見ると、はっきりさせるとまではいかないかもしれませんが、その辺の原則というか、もし考え方の基本みたいなものがあれば教えていただきたいのと、やはり個別に考えざるを得ないということがあるのか、これも質問というかコメントみたいになってしまうのですが、そういう整理が必要かと思いました。

もう一つだけ質問させていただきたいのですが、ロジックモデルの下のほうの国立公文書館の利用者数の増加のときの指標についてです。現在では展示会の入場者数とデジタルアーカイブのページビュー数、あと、利用請求件数は参考指標となっていますが、公文書館の利用の形態というのは、正確に知らなくて申し訳ないのですが、閲覧や、何かあるのではないかと思います。代表的な指標としてこれを設定されているというのは、数的にはあるいは意味づけとして重要だからということなのか、その辺、補足的に御説明いただければと思います。

以上、2点です。

○白石座長

よろしく申し上げます。

○入野課長補佐

1点目は、全体の整理に関わる部分かと思しますので、お答えさせていただきます。基本的には、行政機関である内閣府が何か実施するという部分に係る指標がアウトプットで、それを受けた国民の方の受け止めであったり認識が向上するということをアウトカムに置くというのが原則かと思っております。先生がおっしゃっていただいたように、必ずしも内閣府で完結する仕事だけではないという部分については、例えば大綱を策定している部局については全体の見取り図をお示しした上で、内閣府が実施している部分についてのロジックモデルで整理するといったような工夫をしてくれているところでもあります。

公文書管理法については、内閣府の中でも珍しいタイプかと思いますが、法律を実際に使うユーザーが行政機関になるということなので、そこで今回、私どもとも相談の上でこういった形にしておりますけれども、佐藤徹先生から頂いた視点も大事な視点かと思っておりますので、どういった工夫ができるのかというのは部局さんと一緒に考えられればと思っております。

○白石座長

では2点目について、お願いします。

○坂本公文書管理課長

2点目でございますが、先ほど国立公文書館の資料でお示ししましたけれども、一つには、保存した公文書等の閲覧あるいは写しの交付といった利用の方法がございます。それに加えて、利用の促進のために展示会を開催して入場していただいたり、あるいはデジタルアーカイブを公開して閲覧していただいたりということを行っております。今回、測定指標としましては、展示会の入場者数やデジタルアーカイブの総ページビュー数という、利用促進のほうの数字を挙げたところがございますが、こちらについては、比較的取組が数字にストレートに反映されやすいだろうと考え測定指標としたところがございます。他方で、閲覧や写しの交付のほうは、参考指標の利用請求件数に当たりますが、ストレートに増えるとは言い難いところがあると思いますので参考指標として挙げたところがございます。

○白石座長

ということで、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、公文書管理課、公文書監察室からのヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

(説明者入替え)

○白石座長

続いて、原子力防災担当、原子力被災者生活支援チームより御説明をお願いしたいと思います。

○木野参事官

私、原子力防災担当の参事官をしております木野と申します。よろしくお願ひいたします。

政策名「原子力防災」ということですが、まず、原子力防災の役割から御説明いたしますと、平時から事故が起きたとき、緊急時まで一貫してオフサイトでの原子力災害対策に対応するということになっております。オフサイトといいますのは、原子力発電所敷地内につきましては、原子力規制委員会で科学的・技術的知見から事故が起きないように、あるいは起きたとしても敷地内での影響にとどめる、しっかり安全規制を行っております。これに対して、万が一敷地外に影響が及ぶときについて、我々のほうで発電所の敷地外における住民避難等の防護措置を担当している、こういう役割がございます。

早速ですけれども、ロジックモデルについて御説明させていただきます。まず、解決すべき問題・課題ということで挙げている2つの柱がございます。1つ目が「万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備し、原子力災害による被害をできる限り軽減させる」。2つ目が「福島第一原子力発電所事故に伴い設定された帰還困難区域の帰還・居住に向けた避難指示解除」です。

私のほうからまず全体について御説明させていただきます。1つ目、施策目標としては、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するということが掲げていますが、事業として2つ書いてあります。

1つ目が、原子力立地道府県等が行う原子力防災対策に必要な経費について、自治体からの申請に基づき財政支援を行う。参考資料で交付金等の予算の概要をつけております。これを基にしまして、自治体において実施する必要な施設、設備、資機材をしっかりと準備して維持管理いただく。これをアウトプットとして掲げております。それに基づくアウトカムとして、原子力施設周辺地域における適切な防護措置が実施される。指標としては、前者が申請に基づき交付決定した道府県の数、後者が各市町村での避難計画策定件数、さらに国の支援も含めた緊急時対応というものをつくっておりますが、それがしっかりとつくられて了承される。こういうものを掲げております。

2つ目の事業といたしまして、国、また地方自治体等の要員等への災害対応能力向上に向けた研修や訓練プログラムを実施しております。予算については参考資料につけております。このアウトプットとして、原子力災害時に必要となる基礎知識あるいは能力習得、これについて要員を体系的に育成する。また、そのアウトカムとして、国、地公体、事業者の対応能力を向上させて、計画を具体化、充実化させる。前者については指標として講話、研修等の受講者、後者については原子力総合防災訓練の実施状況ということで掲げております。これが我々のスキームになっております。

続けて、これについて御説明します。

#### ○三牧参事官

残り2つの事業について、内閣府原子力被害者支援チーム、私、三牧と申しますけれども、御説明させていただきます。

ロジックモデルを中心に御説明しますが、パワポの資料も送らせていただいていると思いますので、そちらも見ながら説明をお聞きいただければと思います。

御存じのとおり、2011年に東日本大震災の津波の影響を受けまして、東京電力福島第一原子力発電所で事故が起こっております。発災当時は、20キロ、30キロと原発からの距離で避難指示や屋内退避の指示を出したのですが、2011年12月に原子炉が冷温停止状態になったことを受けまして、その区域の見直しを行いました。見直しの中でできたのが帰還困難区域というところで、私の説明する2つの予算が関係する区域でございます。ちなみに、こちらは当時、放射線の空間線量率が1年間で50ミリシーベルトを超えていた区域となっ

ております。

パワポの2ページを見ながらお聞きいただければと思います。1つ目の事業でございます。帰還困難区域における住民避難の徹底及び同区域の入域を希望する住民等について、安全な入域を確保するための入域管理、被曝管理等を実施する予算でございます。こちらは令和6年度で37.9億円になっております。具体的には、帰還困難区域の立入りを制限するためのバリケードの設置であったり、住民の方々は我々に申請すれば一時立入りできますので、その際のコールセンターでの対応の予算、また実際に帰還困難区域に入った後の放射線量を測る、そうしたスクリーニング場での費用をこの予算で見ているところでございます。

そういう意味で、バリケードを必要な場所に設置しているか、スクリーニング場で何件対応したか、コールセンターでしっかりと住民の方々の受け答えができているか、そうしたものをアウトプットの指標としております。その結果としてのアウトカムは定性指標になってしまうのですが、外の人を入れないというよりは住民の方に安全に立ち入っていただくことを実施するというところで、ここは定性指標で管理しているところでございます。

2つ目の予算でございます。帰還困難区域の解除を進めていく中で、自治体のほうで特定復興再生拠点という復興の拠点となる地域、地域の再生や帰還につながる区域を決めて、国で除染等を行い、入れるようになりました。ただ、そこに含まれなかった地域については、住民の方々の御意向を伺って、帰還の意思がある方々については、特定帰還居住区域というまた別の区域を設定しまして、今後、除染等を進めて帰還できるようにしていこうというところで、2つ目の予算は、そうした帰還意向の調査、そして、集めた情報をもとにエリアがどうなっているか、そうしたデータを処理する費用、設定される区域を住民へ説明する説明会を行う、というような予算になっております。令和6年度で3.9億円になっております。

こちらのアウトプットとしては、帰還意向確認が何件できたかというところを指標としております。その上で最終的に、住民の意向を集めて、そのエリアを解除していこうと決めた自治体の数をアウトカムにしております。

こうした2つの事業をうまくつなげながら、最後の施策目標である帰還意向のある住民の帰還及び帰還困難区域の全面解除を目指して取り組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ありましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

伊藤先生、お願いします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

私、聞き漏らしたかもしれないのですが、事業の上から3つ目の帰還困難区域における住民避難の徹底及び同区域の入域を希望する住民等について安全な入域を確保するため入域管理、被曝管理等実施という点の中目標（アウトカム）が定性指標という形になっています。これは具体的にはどういう形の評価をイメージされているのかということについて教えていただければと思います。

○三牧参事官

具体的には、当然、放射線の影響ですので、身体被害であったり、精神面はあれですけども、そうしたクレームや問題が起きていないというところをもって基本的には安全な立入りができているのだろうというような形になっております。これについて別途、例えばアンケートでやっているとか、そういうところまでは今のところやっていない状況でございます。

○伊藤委員

特に事故とか、あるいは見逃しみたいなのがないということをきちんとモニタリングできているという状態を評価するというようなイメージでよろしいですか。

○三牧参事官

若干、住民の方も申請が手間なとき、勝手にといたしますか、申請なしに入ったりしているのはパトロールとかで報告を受けて、今後はちゃんと申請してくださいねとか、そうしたようなやり取りはところどころあります。そういうのを集計して何件あったとか、そうしたところまでは我々としては整理していないところでございます。

○伊藤委員

分かりました。

○白石座長

続いて、荒見先生、お願いします。

○荒見委員

2点ございます。

1点目が、施策のところですが、原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施というところで、避難計画の策定件数をアウトカムにされているのですが、これで本当に防護措置ができていると言えるのでしょうか。計画だけ立てたというところだけで見てしまっているのか、疑問に思ったので、何でこれになったのか、お伺いしたいというのが1点

目です。

2点目が、これは帰還施策に対する立場にも関わってくると思うので、客観的な議論かどうか分からないのですが、帰還に関して迷っている、本当は帰りたいのだけれども、態度を決め切れないという人がたくさんいるといったことが、社会学の分野で研究は多く積み重ねられていると思います。避難指示を解除した累計数をアウトカムにしてしまうと、これを達成するために、やや強引に、避難指示の解除を拙速に進めてしまうみたいなことは起きないのか、心配しています。ほかにいい指標はないかと思ったのですが、これはコメントになります。

以上、2点です。

○白石座長

お願いします。

○木野参事官

御指摘ありがとうございます。

まず、1点目について、地域での避難計画を策定するのは市町村の役割になっておりまして、これをまず件数でフォローしてくるのですが、先生御指摘のように、中身も大事だと思っています。こちらは説明をはしょってしまったのですが、仕組みとしては、原子力発電所がある地域、13地域ですが、ここに内閣府が事務局となる地域原子力防災協議会をそれぞれ設置してあります。協議会の中で各避難計画につきまして、具体的かつ合理的であるかということを確認した上で、それについては緊急時対応という形で取りまとめる。この取りまとめの中で中身についてしっかり確認する。こういう仕組みで中身の充実について心がけているということでございます。

○三牧参事官

2つ目のコメントありがとうございます。

今、住民の帰還意向の調査をしているのですが、これは、おっしゃったとおり、我々がせかすようなことがあってはならないというところ、1回目の調査では、保留や回答されていない方もいます。今後2回目をやっていくというところで、そこはあくまでも住民の方が意思を決めた段階で、帰還するのかもしれないのか、まだ決められないため保留なのかという形で、そこは住民の方に対してはせかすことのないように、我々としても注意して取り組んでいるところでございます。

あわせて、この制度自体が、住民の帰還意向を受けて、あくまで自治体が区域を設定して、それを国が認定するという形になっておりますので、そういう意味では、国のほうがここは解除できるのではないのかとか、そういうこともないように、御指摘を踏まえて、我々も引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

あわせて、基本的には、今のところ、帰還の意向のある方がいる自治体というところが、確かにこの表現が「避難指示が解除された自治体」となっているのですが、帰還居住区域の計画について、ある程度意思決定した自治体というような形でもいいのかなど、その辺り、表現ぶり等も考えたいと思います。

以上です。

○白石座長

ほかにはいかがでしょうか。御質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、原子力防災担当、原子力被災者生活支援チームからのヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。

(説明者入替え)

○白石座長

続いて、経済安全保障担当より御説明をお願いしたいと思います。

○後藤参事官

それでは、経済安保のほうから説明を始めさせていただきます。

まず、経済安全保障推進法の目的と経緯についてです。近年、国際情勢の複雑化、経済社会構造の変化ということにより、安全保障の裾野が経済分野にも拡大しております。その中で、我が国の国家・国民の安心・安全を経済面から確保する必要があるということをごさいまして、我が国の経済構造の自律性を確保していく、あるいは他国、ほかの地域に対する優位性を確保していく、そして、国際社会にとって不可欠性を獲得・維持・強化していくという取組が必要になっております。これらの実現に向けて、今回、経済安全保障の確保に関する経済施策を総合的・効果的に進めていく必要があるということで、令和4年の通常国会に経済安全保障推進法を提出させていただきました。その成立後、本年（令和6年）の5月から経済安全保障推進法の全ての条文が施行されたということになりました。全ての条文が施行されたことに伴い、令和6年度から令和8年度の3年間を期間として、経済安全保障推進法の運用に関する政策評価として今回ロジックモデルを提示させていただきます。

法律は大きく分けて4分野について規定されております。その一つ一つの分野について説明させていただければと思います。

ロジックモデルの一番左側にあるサプライチェーンの強靱化、次に基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、次に先端的重要技術の開発支援、最後に特許出願の非公開について、現在、法律の施行を進めている最中であります。

それでは、個別にロジックモデルの説明をさせていただきたいと思います。

まずは、サプライチェーンの強靱化についてです。

国民生活、経済に大きな影響のある物資の安定供給の確保を図るために、それらの物資の供給途絶のリスクを分析した上で、12の特定重要物資を指定しました。その上で、物資を所管する大臣から、民間事業者の作成する供給確保計画を認定する形を取っております。そして、民間事業者が行う取組を支援しています。

内閣府の経済安全保障担当としては、民間事業者の供給確保計画の認定の協議を各省庁から受けることになっております。その上で、まずは計画認定件数をアウトプットの参考指標として設定させていただいております。次に、このような形で供給確保計画を認定した上で、計画の運用を通じてサプライチェーンの強靱化に向けた、供給確保計画に沿った物資の生産等の状況をアウトカムとして測定しようとしております。参考指標の計画認定件数については、今、おおよそ90件ほど出ているという状況です。アウトカムになっている測定指標については、生産等の状況なので、この効果が現実的に出てくるのはまだ時間があるのかなと思っております。

なお、後先になりましたが、インプットとしては、一番左側の列に推進法に基づく安全保障の確保に関する経済施策の着実な推進、7.9億円となっておりますが、こちらは簡単に言えば我々の課の事務費、人件費等となっております。

一方で、サプライチェーンの強靱化については各省が別途予算要求をしております。令和4、5年度の補正予算、令和6年度の当初予算で大体2兆円程度措置されているということになるかと思っております。

次に、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保について説明させていただきます。

外部から行われる役務（サービス）の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、鉄道、電気、水道等の基幹インフラ事業を行う者をまずは特定社会基盤事業者として指定することにしております。その上で、彼らが役務（サービス）を提供するに当たり、重要な設備の導入等を行う場合に、事業所管省庁に事前に届出をさせることとしております。また、その際、リスクが認められる場合には、必要に応じて導入の中止等の勧告を行うことになっております。

内閣府としては、事業所管省庁の取組状況を把握し、政府全体で基幹インフラ制度の審査の実施状況をまずは集約することにしております。これをアウトプットとして設定しております。次に、アウトカムのほうですが、本制度の運用を通じて基幹インフラ役務が安定的に提供されることをアウトカムの測定指標としております。こちらは令和6年度5月から運用開始しており、電気、ガス、石油、水道、鉄道など14の分野を指定しております。

次に、先端的な重要技術の開発支援について説明します。

先端的な重要技術の研究開発の促進、その成果の適切な活用のため、国としては支援対象とすべき重要技術の支援を行っております。こうした研究開発について伴走支援等を行うため、官民で協議会を設置することにしております。このため、活動実績のアウトプッ

トとしては、協議会開催件数を指標として設定しております。次に、この活動を通じて特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な運用に関する状況ということを外カムの測定指標としております。

現在、具体的には「経済安全保障重要技術育成プログラム」を進めておまして、この下でJSTとNEDOに造成した基金を推進法に基づく指定基金に指定して重要な技術の開発支援を行っているということになります。主に宇宙、海洋、量子、AI等の分野において、技術を50個指定しております。協議会については、今のところ、13件開催しております。

最後に、特許出願の非公開です。

本制度は、安全保障上、機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止することによって安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定という手続によって非公開とする制度でございます。

内閣府としては、まずは特許庁から送付のあった発明について審査を行い、必要に応じて保全指定を行うというプロセスになっております。このため、保全審査件数と保全指定件数をアウトプットの参考指標とさせていただきます。次に、今回の制度の運用を通じて特許出願非公開の措置による機微な発明の流出防止に関する状況をアウトカムの測定指標としております。本制度は5月から運用開始したところであり、今のところ、保全審査件数、保全指定件数については未定ということになっております。

こうした取組により、まずはサプライチェーンの強靱化、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、第2段階のアウトカムを通じて、我が国の経済構造の自律性の向上、さらに先端的な重要技術の開発支援、さらに特許出願の非公開を通じて他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保を外カムとして、最終的な施策目標として国家・国民の安全・安心を経済面から確保していくということをロジックモデルにしております。

説明については以上です。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤(徹)委員

御説明ありがとうございました。

第1段階のアウトカムの測定指標が何々の状況とか何々に関する状況とあります。この点についてお伺いしたいのですけれども、施策の性質上、アウトカムの数値を公表することが難しいのかもしれないし、そういう観点からこのような表現になっているのかどうかということ、そもそもこの施策がロジックモデルの作成と公表になじむかどうかという問

題もあるかもしれませんが、この測定指標を使って評価した結果というのは、例えばシート上にはどういうふうに表記することを想定されているのでしょうか。良好とか進捗とか遅れとか、どういうふうに表記される予定なのかというのを伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○後藤参事官

御質問ありがとうございます。

状況なのですけれども、個別によって違うかなと思っております。まず、サプライチェーンの強靱化ですけれども、こちらについては特定重要物資、まさに指定しているものがありますので、生産が増えていけば、それについては今回の政策効果が出ているというように、ある程度数量的なものが見えるのかなと思っております。

一方で、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保については、電気、水道しかり、鉄道しかりなのですけれども、当たり前のように提供されていることが事実としてあればいいのですけれども、例えばこれに対してサイバー攻撃がある。サイバー攻撃によってそれらが止まることになれば、それはむしろマイナス的な状況ということで記載することがあるのですけれども、今、先生がおっしゃったように、例えば何かのインフラが止まったときに、それがサイバー攻撃によるものであると公開するかどうかも含めて、記述をどうしていくかというのはまだ決まっていないのです。ただ、例えば鉄道、電気が止まりましたと、その原因が何であるかというのを出さないまま、単にサービスが止まりましたといったときに、それがサイバーである、安全保障上の攻撃によるものなのかといったところまで言えるのかといったら、なかなか今の段階では難しいと思いつつ、逆に、それ以外の理由で止まっているときはどう公表していくのか、これは多分、個別事業者と今後相談しながら考えていかなければいけないのかなと思っております。

次に、技術開発については、指定した50の技術のうち、各技術がある程度実態として装備されていけば、その点については評価できると思います。それが民生活用にどう結びついていくか、よく分からないので、まずは技術として確立できるかどうか、数値としてはそうなのですが、50の技術のうち、これが実装可能なものになりましたということまでは評価できるのかと思っております。

次に、特許の非公開は、基本的に件数をアウトプットにするわけですが、アウトカムは、流出したかもしれない技術を保全したことによって流出しないようにできましたということなので、こちらについてはほぼアウトプットと変わらない形で記述していくのかなと考えております。

まだ検討段階ですが、以上です。

○佐藤(徹)委員

詳細な御説明ありがとうございました。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。

では、私から。御説明があったかもしれませんが、中目標の第1段階アウトカムに加えて第2段階アウトカムがありますね。主に第2段階アウトカムは今後どのような指標化を予定されているかについて、質問したいと思います。よろしくお願いします。

○後藤参事官

まず、最初のサプライチェーンと基幹インフラにもたらされる第2アウトカムは、我が国の経済構造の自律性の向上ということなのですけれども、これについては、例えば今後いろいろ訓練等を通じてサイバー攻撃に強い体制をつくっていけるとか、そういうのに対してもインフラが止まらないようにする。あるいは輸入が途絶したときに、それでも日本に必要な物資は確保していける状況をつくっていける。そういうことを書いていくのかなと思っているのですが、何せ数も多いことですし、どこまで評価できるかというのは表現が難しいと思っているのですが、現時点で自給率等々も含めて、自律性が向上したということは具体例を挙げて記載していくのかなと思っています。ただ、先ほど第1段階で申し上げたとおり、例えばサイバー攻撃に対して力強い体制ができましたというのは、攻撃されてみないとできないですし、攻撃されて、それを防ぐことができたのか、できていないのか、そういうところまで書いていけるのか、なかなか難しいと思っています。

次に、先端的な重要技術と特許出願非公開についてなのですけれども、例えば防衛装備品に限らず民生品も含めて、イノベーション的なものが我が国でどう興っていけるのかということを書いておきます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

技術も社会経済の変化もとても激しいので、指標化するのも難しい面がありますが、具体例を挙げることで、こういった政策評価の場で認知するというのも重要かと思いました。

ほかに先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、経済安全保障担当からのヒアリングは終了といたします。ありがとうございました。

(説明者入替え)

○白石座長

続いて、食品安全委員会事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○藤田総務課長

それでは、食品安全委員会事務局でございます。よろしくお願いいたします。

ロジックモデルの説明の前に少しお時間を頂戴しまして、食品安全行政の全体像と食品安全委員会の役割について御説明させていただければと思います。参考資料で横紙2枚ほどお配りしているかと思いますが、「食品安全基本法に基づく食品安全行政の体制」という紙を御覧いただきたいと思います。

リスクアナリシスという言葉を書いておりますが、その中身として、リスク管理、リスク評価、リスクコミュニケーション、この3つの機能を一体的に運営するということが食品安全行政の基本方針として、国際的なコーデックス委員会とか、そういったところでも合意されているところであります。

まず、私どもから、リスク評価のところ、リスクアセスメントでございますが、食品の様々な健康被害について科学的に評価するというところで、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等のリスク管理機関がその評価に基づきましてリスクを低くするための措置を実施するところです。具体的には農薬に関する基準の設定、そういったものでございます。

下にリスクコミュニケーションというものがございますが、こういったリスク評価の結果、あるいはリスク管理措置につきまして、やりっ放しということではなくて、消費者の方や生産者等のステークホルダーと意見交換しながら進めていくことが大事であるという、このリスク管理、リスク評価、リスクコミュニケーションというリスクアナリシスの仕組みは、平成13年に狂牛病(BSE)の事件がございまして、その後も食品の安全に関わる出来事が幾つかございまして、平成15年に食品安全基本法が成立して、これに基づいて食品安全委員会が設立されたところでございます。

もう一枚の食品安全委員会及び事務局の構成について簡単に御説明しますが、委員会の委員は7名の先生で構成されております。その下に専門調査会が16ございまして、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装等々、物質というか、リスクに応じて専門的な議論をしていただいて、その結果を、親委員会と呼んでいますけれども、食品安全委員会にかけるということで進めております。事務局は総務課以下4課の体制でございます。

ロジックモデルの説明に移らせていただきたいと思います。

まず、研究、評価、リスクコミュニケーション、3つの柱で考えております。

1点目、研究のところですが、食品についてもいろいろ新しい変化がございます。具体的には、例えばSDGsの流れを受けまして、今までと違う食品、昆虫食、あるいは培養肉といって普通に畜産でつくるのではなくて細胞培養でつくるような、そういった新しい食品等も出てきております。こういった評価を的確に実施するために研究を実施するというものを一つ挙げております。

具体的に、アウトプットについては、ロードマップ「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性」ということで、そのとき、そのときのハザードの情勢を踏まえながら、こういった方面に研究・調査していくべきかという方向性を決めております。これに

基づいて、優先的な課題を設定した上で研究を実施し、これは公募で実施するのですけれども、その成果を、様々な物質なりリスクを評価するためのガイドライン、あるいは評価の基準、こういったものに生かしていく、活用していくということでございまして、参考指標としては、それぞれの研究課題数や、その研究結果が活用された状況等を考えております。

2点目、食品健康影響評価の実施について、これがまさにリスク評価で、言わば当委員会の本分と言えるものでございますが、こういった研究成果も活用しながら、質の高い評価書を作成していく。この評価が、アウトカムのところですが、先ほどの三位一体のリスク管理機関に伝達されて、その評価結果をリスク管理の措置に反映していただく。それによって国民の食品の安全が確保されると考えておりまして、測定指標のところでは、評価の結果に基づく施策の実施状況を考えているところでございます。

3点目、リスクコミュニケーションについてですが、アウトプットといたしましては、関連団体等と連携した、報道関係者、一般消費者等を対象とした意見交換、及び様々な評価結果や安全性の情報もSNSで発信しておりますので、意見交換会の開催回数や記事投稿数を考えております。アウトカムとしては、国民の方々のリスク評価に関する理解の増進ということで、御覧のような測定指標、アンケート調査における理解度が増進した者の割合やFacebookアカウントのフォロワー数を考えているところでございまして、最終的には国民の食品の安全の確保につなげていく、こういったロジックモデルを考えているところでございます。

長々と説明いたしました。よろしくお願いたします。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御意見を願いたします。いかがでしょうか。

伊藤委員、願いたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

2つ目の事業の食品健康影響評価の実施のところのアウトカムの測定指標ですが、実際にはリスク管理機関、農水省、厚労省、消費者庁が施策を実施するということだと思います。この実施状況というのは具体的に指標としてどういうものを想定しているのか、お伺いします。

○白石座長

願いたします。

○藤田総務課長

御質問ありがとうございます。

検討中ではあるのですが、現段階では、まさに先生がおっしゃったような、我々のリスク評価に基づいて厚生労働省や農水省のほうで農薬あるいは添加物に関する基準などを定めていくことになるかと思われます。ですので、その策定状況とか、策定が終わっているのか、あるいは途中なのかといったようなところをモニタリングしていくことが考えられるのではないかとということで、腹案というか、考えているところでございます。

○白石座長

よろしいでしょうか。

○伊藤委員

はい。

○白石座長

それでは、ほかにいかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤(徹)委員

御説明ありがとうございます。

この施策についても、先ほどあった公文書管理施策と同様の論点というのがありそうなのです。つまり、どういうことかということ、ロジックモデルの真ん中辺りに枠組みがあって、その中の中目標（アウトカム）というのが「評価結果をリスク管理へ反映（リスク管理機関が実施）」、リスク管理機関というのは厚労省や農水省などを指すのですか。

○藤田総務課長

そのとおりです。

○佐藤(徹)委員

ということなので、先ほど公文書管理の施策の中でも、内閣府が他省庁に対して行う内容、そこで得られた成果というのがアウトプットかアウトカムかという整理が必要なのではないかという論点が先ほどあったのです。これももちろん厚労省や農水省等が実施することなので、政府の中で、行政機関内部で行われている行為だとすれば、アウトプットというふうに捉えることもできるし、内閣府側からすると、確かにアウトカムというふうに捉えることもできるというところで、ここは、先ほどの公文書管理施策と同様に、少し整理されてもよろしいのではないかとということで、一点だけ、コメントです。

○藤田総務課長

分かりました。厳密なアウトカムとアウトプットの差異についてまだ不勉強なところがありますので、事務局とも相談していきながら勉強したいと思います。ありがとうございます。

○佐藤(徹)委員

事務局と御相談されてください。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。食品安全委員会事務局のヒアリングは以上で終了したいと思います。御説明ありがとうございました。

(説明者入替え)

○白石座長

続いて、官民人材交流センターより御説明をお願いしたいと思います。

○野竹官民人材交流センター総務課長

お待たせいたしました。官民人材交流センターの総務課長を務めております野竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、業務の概要ということで、参考資料として配らせていただいたものを御覧いただければと思います。

こちらの資料の1番にセンターの設置と書いてあります。このセンターでございますけれども、平成19年の国家公務員法の改正で、いわゆる各府省によるあっせんについて問題視されたことから、各府省による再就職あっせんを禁止、これに伴いまして、センターであっせんを一元化するという構想で設置されたものでございます。平成20年の年末にセンターが立ち上がったわけですが、それから半年ほどの間に政権交代等もございまして、センターによるあっせんというのは原則として行わないというふうに変わりまして、そういった経緯もありまして、事業の内容が状況に応じて変わってきたということがございます。

現状の業務は2番に書いています。追って説明させていただきます。

センターの所掌事務でございますけれども、書いていますとおりでございます。国家公務員法に定められた事務として、職員の離職に際しての離職後の就職の援助と、官民の人

材交流の円滑な実施のための支援、この2本の柱の業務を行うということになっております。

2番の冒頭にありますように、センターの行う業務というのは、もともとは総理大臣の事務として定められているものをセンターに委任するという法律上の整理がされております。総理大臣といいますのは、国家公務員法に位置づけられております国家公務員の使用者の代表としての立場の総理大臣ということでございまして、その事務をつかさどる内閣人事局、内閣官房でございましてけれども、そちらのほうで具体的に指針の策定作業等を行っていただきまして、そこで定めていただいたものに基づいてセンターのほうで業務を行う、そういう関係になっております。

具体の業務のところでございます。①の職員の離職に際しての離職後の就職の援助でございますけれども、1つ目が求人・求職者情報提供事業というものでございまして、こちらは、国家公務員の中堅シニア層を対象としました「官民ジョブサイト」というものを運営しております。官民ジョブサイトでございましてけれども、再就職規制がされている中で、これを遵守しながら職員が再就職を行う仕組みとしまして、企業・団体からの求人情報と職員が登録した求職者情報をネット上に掲載しまして、それを相互に閲覧して、いずれかが関心がありましたら、例えば求人側から職員側にスカウトするとか、職員側が求人情報を見て応募する、そういったことで具体の選考作業に入っていく、そういうようなものに載せるための情報提供システム、サービスを提供するというものでございます。センターでは、企業・団体を対象としました求人の開拓や、各府省職員への周知等を行うということもやっております。

2つ目は、民間委託による再就職支援事業でございます。民間でも早期退職募集を行う際に、退職金の割増し等と併せて再就職支援を行うということが一般にありまして、国家公務員についてもこれに相当する制度が設けられているというものでございます。この事業は、所属府省で認定を受けました早期退職を希望する職員につきまして、この事業に手を挙げて認定されますと、委託先の民間の再就職支援会社のサービスを利用いただけるというものでございます。センターでは、各府省職員への周知のほか、委託先との定期的な打合せなども行っております。

3つ目は、再就職準備セミナーというものでございます。こちらは、再就職についての事例やキャリアチェンジの考え方等の講義を行って、再就職に関心のある方に広報活動をするというものでございます。我々の事業のPRもしておりますけれども、こちらにつきましては、寄与度が高い要素に絞り込むという今回の政策評価の作業のコンセプトにのっとりまして、事前分析表等には記載しないということで整理しております。

次に、②の官民人材交流の円滑な実施のための支援でございます。官民人材交流につきましては、内閣人事局は制度官庁、人事院のほうで具体の官民人事交流の実施に対して承認等を行うとか基準の策定等を行っております、そういった関係する部局や経済団体等の協力も得ながらやっていくということになっております。センターのほうでは関心のあ

る企業や府省を対象としまして、説明会や意見交換会を開催するということをやっております。

最後に3番目でございますけれども、こういった活動状況につきまして、毎年度、運営状況を報告書としてまとめまして、ホームページで公表するというをやっております。

以上が業務の概要でございます。

次に、ロジックモデルの資料を御覧いただければと思います。

私どものロジックモデルの施策目標（インパクト）でございますが、職員の離職に際して離職後の就職の援助につきましては、こういった活動を通じまして、国家公務員が培ってきました能力・経験を社会全体で生かすとともに、公務組織の活力維持を図るということで設定しております。

官民交流につきましては、官民の相互理解の促進、双方における人材の育成・活用、組織運営の活性化等を図るということで設定しております。

次に、解決すべき課題・問題でございますが、まず、1つ目でございます。これは再就職支援の関係でございますけれども、公正・透明な再就職の仕組みを構築することが必要という課題を立てております。これにつきましては、事業の概要の1つ目に掲げております求人・求職者情報提供事業によりまして取り組んでいるということでございます。当該事業によりまして再就職しました件数が昨年度実績でいいますと87件で、平成31年に事業を開始したのですけれども、増加してはいるものの、まだ伸び代が十分にある状況と考えておまして、利用を促進すべく、企業・団体を対象としました求人開拓や、職員への周知等に取り組むことで、活動実績のところで参考指標として書いておりますが、求人数や利用求職者数の登録の促進を図ることで、中目標にしております再就職件数の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、解決すべき問題・課題の2つ目に掲げております早期退職募集制度を効果的に実施という課題につきましては、事業の概要の2つ目に掲げております民間委託による再就職支援事業によりまして取り組むことにさせていただいております。早期退職募集をするか、もしくは希望する職員を認定するかという判断は、一義的に各府省に委ねられておまして、当センターとしましては、それを所与としまして、早期退職募集に応じて各府省から認定を受けた職員の中から当センターの事業の利用を希望する方に対しまして、できる限り漏れなく利用していただけるように、各府省や職員に周知等を図るほか、委託先と定期的な打合せを行いつつ、その実効性を高めるべく取り組んでおります。当該事業の利用を開始する方に対して適切な支援が行われることで再就職が促進されまして、結果として職員の年代別の構成の適正化を通じた組織活力の維持につながると期待されておりますので、活動実績の参考指標として再就職支援の開始人数、中目標の参考指標といたしまして、再就職者数を設定しております。

解決すべき問題・課題の3つ目の官民人材交流の円滑な実施でございますが、こちらは事業の概要の3つ目に掲げております官民人事交流の情報提供等により取り組んでおりま

す。官民人事交流法に基づく実施状況を見ますと、全体としては、特に民間からの交流採用者と呼んでおりますけれども、こちらを中心に増加傾向にございますけれども、ここで継続的に取り組むことによりまして、官民の相互理解の促進等ということで、施策目標の実現に資すると考えております。当センターの取組による達成状況を表すものとしましては、活動実績に記載しました参加者数を参考指標としまして、中目標に記載しておりますアンケートで官民人事交流の実施または検討したいとしました法人数の割合を測定指標として設定しております。

当センターのロジックモデルに関する説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○白石座長

御説明ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見を挙手ボタンでお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私からよろしいでしょうか。参考資料の7番のところで、一枚紙をお示しいただいて、今回の官民人材交流は具体的な数字が、例えば①の1つ目の丸、2つ目の丸に何人と書いてありますね。規模感として結構少ないかなという印象がありまして、例えば一番上の求人・求職者情報提供事業のインプットが1億円ということですね。再就職者数が20人と記載ありますので、両者の数字に乖離があるとの感想を持ちました。今後、データの取り方にはさまざま工夫をされると思いますが、もし何かありましたらお願いいたします。

○野竹官民人材交流センター総務課長

ありがとうございます。

事業規模が相当額に上っておりますのは、情報システムを扱っていることもございまして、かさんでいるところはございます。御指摘のとおり、その額にしては効果がというところはおっしゃるとおりと思っております。私どもとしても課題と認識しております。そういったところで、まず、この仕組み自体について、きちんと魅力あるものにしていくということが必要だと考えておりまして、そういった意味で求人開拓のところで職員のスキルとか、そういったところに合うようなものを開拓していくとか、そういったところを分析しながら、これまでも取り組んでいるのですけれども、今後も成果を上げるようにしていきたいと考えております。

○白石座長

ありがとうございます。

事業全体、対象として、支援できる人数を量的に拡大していくという方向性も考えていただけたらと思いました。ありがとうございます。

委員の先生方、いかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤(徹)委員

では、一点、質問いたします。アウトカムの指標として再就職した件数とか再就職者数というのがあるのですが、求人の件数と求職者との関係でどれだけマッチングしたかといったような、要するに求人情報と求職者が記載している情報とのマッチングを評価する上でこういった指標もあり得るかと思うのですが、そういったのは数字として出せそうでしょうか。いかがでしょうか。

○野竹官民人材交流センター総務課長

今の点、少し確認したいと思います。結局、成約に至らなくても、そういった点で一つ指標になり得るのではないかという御提案かと受け止めましたので、一旦検討させていただければと思います。

○佐藤(徹)委員

お願いいたします。

○野竹官民人材交流センター総務課長

何らかの指標として設定したほうがいいのではないかということになってくるということでしょうか。

○佐藤(徹)委員

今、実数でしか測定指標が設定されていないのですが、ロジックモデルの一番上でしたら測定指標として件数がありますが、併せて割合といいますか、マッチング率というような、そういったものが出せれば、そちらも併せて評価の指標として活用できるのではないかと思ったものですから。

○野竹官民人材交流センター総務課長

アウトプットのところの測定指標になるということでしょうか。

○佐藤(徹)委員

これはアウトカムになるのでしょうかね。この辺りも含めて御検討いただけたらと思います。

○野竹官民人材交流センター総務課長

承知いたしました。事務局とも相談させていただければと思います、ありがとうございます

ます。

○佐藤(徹)委員

よろしく申し上げます。

○白石座長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、官民人材交流センターからのヒアリングを終了といたします。ありがとうございました。

(説明者入替え)

○白石座長

最後になります。続いて、アイヌ施策推進室より御説明をお願いしたいと思います。

○藤田参事官

アイヌ施策推進室参事官、藤田と申します。よろしく申し上げます。

資料は参考資料とロジックモデルの資料がありますが、まず、参考資料のほうで全体像を説明したいと思いますので、よろしくお願いたします。

参考資料「アイヌ政策に関する主な経緯」がございます。アイヌ政策に関しましては、政府全体、各府省で連携しながらやっております、内閣府に関してはその一部を所掌しているところでございます。

まず、簡単に経緯を御紹介したいと思います。1枚目にありますとおり、ここ10数年、かなり大きく施策の中身が変化しております。もともとは生活向上等の福祉政策を中心にやってきたのですけれども、平成9年に「アイヌ文化振興法」が制定され、文化振興や普及啓発を推進してきました。その後、平成20年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」ということで国会決議がされまして、そこで総合的な施策を推進するようになっております。平成31年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しております。この法律の中で今回説明いたします交付金の事業が位置づけられております。

もともとは、生活向上あるいは狭義の文化政策、これを中心にやってきたのですけれども、平成31年(令和元年)以降、新たな施策の体系ということで、これに加えまして、国際交流、産業・観光振興、地域振興、環境保全、文化、福祉を含めまして、全体をトータルでやるということになっております。その受け皿として、法律、交付金、規制緩和、北海道白老町に整備しました「ウポポイ」といまして、国立博物館とか、文化体験の核となる施設を整備しております。こういった形でやってきております。

次のページに行きまして、法律の体系でございます。目的にありますとおり、アイヌの人々の先住民族としての認識を示しております。

施策の関係が書いてありますけれども、政府が基本方針を策定しまして、市町村が地域計画を策定する。それに対して交付金を交付するというスキームになっております。基本的な考え方としては、アイヌの人々が抱える様々な課題を解決するということで、そのために、これまでの福祉・文化施策に加えて、先ほど言いましたもろもろの施策を総合的に推進するという形になっております。

その次の資料「各府省のアイヌ政策に関する所管等の整理について」というペーパーでございます。先ほど言いましたように、各府省で政策を実施しております。内閣官房のほうで全体調整をしております。内閣府のほうで地域計画の認定事務、交付金の事務をしております。それから、文科省、国交省のほうで「ウポポイ」に関する事務等々をやっております。関係省庁として人権擁護や生活関係の支援をやっているということで、内閣府は全体の中の一部をやっていくという形でございます。

その次の資料が交付金の説明をした資料でございます。アイヌ政策交付金ですけれども、文化振興や福祉政策に加えて、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援する制度ということで、交付率は10分の8、市町村負担分については地方財政措置がございます。市町村が計画を国に申請して国が認定、認定を受けた計画事業に対して交付金を交付しております。令和6年7月時点で38市町村、北海道内が37、北海道外、三重県松阪市ですけれども、1ということで38市町村になっております。事業規模は約20億円となっております。

下にスキームを書いています、市町村は、地元のアイヌの人々と相談し、調整しながら地域計画を策定します。その計画を国に申請して、国が認定し、これは最大5年計画になっております。それに対して市町村が年度ごとに事業申請して、国が事業認定して交付決定するというスキームになっております。

次のページは、具体的な中身、対象事業の例でございます。大きく3つありまして、文化振興事業、地域産業振興事業、コミュニティー活動支援事業となっております。

文化振興事業のほうは、例えば伝統的な家屋の再生、あるいは文化の体験交流に関する、地域産業振興事業の関係では、観光振興等の関係、アイヌ商品のブランド化推進、木工芸品等の材料供給の関係の支援でございます。コミュニティー活動支援事業では、アイヌの特に高齢の方々とコミュニティー活動の支援という形になっております。北海道内に生活館という、アイヌの方の交流のスペースがございますけれども、それが老朽化したために耐震化や改修したり、あるいは活動に対して支援する。あるいはアイヌの子弟中心に学習支援のための塾のサテライト事業、こういったことをやっております。中身はこういったことに使われております。

最後のページは、令和6年度に交付している市町村でございます。北海道内が中心ですけれども、38です。アイヌの方々が多く住んでいる市町村において活用されております。

以上が全体の説明でございます。

ロジックモデルのほうにいきまして、ただいま説明しましたとおり、資料の右下にありますけれども、我が国のアイヌ施策は、アイヌ政策推進法に基づいて関係各府省庁がそれぞれの所掌事務に関連して施策を実施しております。ということで、内閣府に関してはその一部ということですので、このロジックモデルについては内閣府が実施しているアイヌ政策交付金について記載しております。

解決すべき問題・課題ですけれども、法律の理念を参照して書いております。「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めること」を課題としております。

事業の概要でございますが、内閣府の関係につきましては、先ほど申しましたとおり、地域計画の認定、交付金の事業ということでございます。

インプットとしましては、アイヌ政策推進交付金20億円でございます。

活動実績としまして、交付対象市町村の交付申請に基づき、交付金を交付ということで、国から交付金を交付した市町村数、令和6年度に関しては38市町村になっております。参考指標と考えております。

中目標（アウトカム）でございますけれども、これは施策全体で達成することなので、なかなか厳しいのですが、アイヌ民族や文化への理解増進や経済・教育格差の是正ということでございます。測定指標としては、交付金対象事業について市町村が設定した成果目標の達成割合で、交付した市町村ごとに目標を設定しておりますが、こういった目標がどこまで達成されたかという辺りを指標としては考えております。

施策目標は、最終的にはアイヌ民族や文化への理解増進が図られることによる共生社会の実現ということでございますが、測定指標としては、世論調査等における文化等に接したことがある割合、普及啓発がどの程度進んでいるかという辺りかと思っております。

雑駁ですけれども、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。

まず、佐藤徹委員、お願いします。

#### ○佐藤(徹)委員

御説明ありがとうございました。

ロジックモデルの中目標（アウトカム）に設定されている測定指標についてお伺いします。市町村が設定した成果目標の達成割合とありますが、これはそもそも数値目標なのでしょうか。

○藤田参事官

御質問ありがとうございます。

こちらのほうは数値目標となっております。6年度の目標としては75%としております。

○佐藤(徹)委員

それぞれの市町村について成果目標というのは幾つぐらい設定されているのでしょうか。その辺り、お伺いしたいのですが。

○藤田参事官

それぞれの市町村に対しては各事業ごとに立てられておりますので、こちらの数字については全体でそれぞれのものを足し上げた形になっております。

○藤田参事官

例えばですけれども、北海道の千歳市では目標は5つ立てています。参加者数等の指標が5とか、そのぐらいのレベルで設定されています。

○佐藤(徹)委員

毎年この数字がモニタリングで把握できるということでしょうか、成果目標の達成割合が何%という数字は。それとも5年に1回とかでしょうか。

○藤田参事官

成果目標の達成割合については各市町村から聞き取りをして確認しております。毎年確認しております。

○佐藤(徹)委員

毎年把握できるということですか。

○藤田参事官

はい。

○佐藤(徹)委員

分かりました。ありがとうございました。

○白石座長

では、続いて、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

私からは質問ということで、参考指標で交付金を交付した市町村数とあるのですが、参考資料として頂いたのを見ますと、北海道内の市町村が対象になっているということですが、例えば現状でもアイヌの方々がいらっしゃる地域でまだ計画を策定していないとか、あるいは交付金の対象になっていない市町村というのはどれくらいあるのか。つまり、目標を掲げても、そんなに将来、増加するとか、そういう性質のものではないかもしれないと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

○藤田参事官

現在、アイヌの方が住んでいらっしゃる、アイヌの協会を持っていらっしゃる場所の市町村でまだ推進交付金を交付していない市町村は5つあります。ただ、この交付金自体は、アイヌの方が住んでいらっしゃらなくてもアイヌに関連する事業については交付金の交付が可能となっておりますので、実際にアイヌの方が住んでいらっしゃらない、協会がない地区においても交付金の交付を受けている市町村がございます。

○伊藤委員

分かりました。ありがとうございました。

○白石座長

では、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

どうもありがとうございます。

私からは質問とコメントが3つほどあります。

まず一つは、先ほど佐藤徹委員が話題にされた件で、測定指標の成果目標の達成割合というのがあって、これについて先ほど内閣府としての達成割合の目標値として75%と聞こえたのですが、75%の達成を内閣府としての目標とされているのはどうしてかという御説明をお伺いしたいのが1点目です。

2点目は、これは質問というか、コメントのようなことなのですが、交付金を受け取った各市町村が成果指標を設定して、目標値も立てて、それが達成できたかどうかを数えているということになると思うのですが、その際に、目標を達成したかどうかというのは、どういう成果を捉えているかにもよると思いますし、また、達成が難しい高い目標値を設定する場合もあるでしょうし、まず間違いなく予算を消化すれば達成できるようなものもあるかもしれませんし、もし仮にそれが全く市町村の設定に任せている状態だとす

ると、それを集計してもあまり意味がある指標にならないような気がします。その辺、何か指針というか、内閣府としての一定の基準というか、そういうものがあるのかどうか、もしないとしたら、何かそういうものないと、単に市町村が自由に設定したものを数えても、意味がある指標になるかどうか、微妙なような気がしたということです。これは2点目です。

3点目が、別のところ、インパクトのところアイヌ民族や文化に接したことがある人の割合ということで、興味深いと思って、恐らくそれに相当する内閣府さんがされている意識調査を見てみたのですが、これは直近のもので2022年、21%ぐらいの人が「接したことがある」と答えています。恐らく数年前の2016年のものだと思うのですが、若干下がってきているのですが、これは微妙な変化を見なければいけないような気がします。調査票そのものが見つからなかったのですが、質問の仕方が2つの年度で微妙に違うような気がしたのです。今後も数年に1回ぐらい、そういう意識調査をされるということかなと思うのですが、特に重要な測定指標になる部分については、全く同じ聞き方をしないと比べられるようにならないので、もちろん調査の時点でいろんな考えがあって調査票を設計されるでしょうから、そういうことはあるにしても、もし測定指標として見ていくということであれば、全く同じ聞き方をしないと比べられない面があるのかなと思いました。これはコメントで3点目です。

以上です。

○白石座長

お願いいたします。お答えいただける部分、いかがでしょうか。

○藤田参事官

では、2点目と3点目を先に。

2点目は、市町村の目標設定が簡単なものあるいは難しいものということで、ばらつきがでることもあると思いますが、我々も問題意識を持っていて、やはり共通的な指標みたいなものを設定しなければいけないと思っておりますので、今、市町村の目標設定を並べてみまして、共通的なものや、政策効果があるような指標については各市町村に導入してもらうようなことを考えている最中でございます。

3点目の世論調査の関係です。おっしゃるとおりで、項目を合わせないと定点観測できないと思っていますので、そこは注意したいと思っています。いろいろ制約があって、調査自体が違ったりして微妙に違うところがあるのですが、基本的には合わせていきたいと思っています。

1点目は、6年度の目標は75%という話をしましたが、実はその前、前回は令和4年度、41.5%だったのです。それが上がってきているということを見ていて、先ほどお話があったように、これが簡単な目標なのかどうかもあるかもしれませんので、そこは我々も

よく見てみたいと思います。すみません。お答えになっていないかもしれませんが。

○小野委員

どうもありがとうございました。

○白石座長

分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

では、私から。アウトカムとインパクトでそれぞれ測定指標が設定されていますが、インパクトのところの「文化等に接したことがある割合」と、アウトカムの成果指標の成果に少し飛躍がある印象を受けました。アイヌに対する理解度に関する世論調査、こちらは全国調査なので、北海道中心に行われている本施策と、日本全般に理解が促進されるという間のルートは長いような気がしていて、どのようなルートで伝搬するかという点の整理があったほうがいいのではないかと思います。

ということで、よろしいでしょうか。

それでは、アイヌ政策推進室からのヒアリングは以上で終了としたいと思います。御説明ありがとうございました。

(説明者退室)

○白石座長

以上、7件終了いたしました。御協力ありがとうございました。

改めて今回の議題全般についてですけれども、ほかに御意見とか御質問がありましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の先生方から様々な御意見等を頂きましたが、当懇談会としての意見の取扱いにつきましては、座長の私に御一任いただきたいと思います。事務局と相談して各部局においてロジックモデル等を修正することにしまして、次回の懇談会では、修正されたロジックモデルとそれに基づいて作成される事前分析表について併せてまた議論することとしたいと思います。その点、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○白石座長

それでは、ありがとうございました。以上で議事を終了いたします。事務局のほうにお返しいたします。

○入野課長補佐

ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、本日も活発な御意見を多数頂きまして、ありがとうございました。

次回懇談会につきましては、今ほど白石座長からもお話がありましたとおり、修正したロジックモデルとそれに基づく事前分析表等を議題として、8月の下旬もしくは9月になるかと思えますけれども、開催を予定させていただきたいと思っております。日程を含めて詳細につきましては、追って御連絡申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の懇談会を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)